

## 島田市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号。以下「財務規則」という。）第181条第3項の規定に基づき、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、市が実施する競争入札（財務規則第181条の2に規定する電子入札の方法によるものを除く。）のうち、市長が指定したものとする。

(入札の公告及び指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、財務規則第176条の規定による公告又は通知（以下「公告等」という。）に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 郵便入札を行う旨
- (2) 入札書の送付方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(入札書の送付方法)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書及び前条の規定による公告等において指示した書類（以下「入札書等」という。）を一般書留郵便若しくは簡易書留郵便の方法又は直接持参する方法により、同条第3号の到達期限までに到達するように入札執行課宛てに提出しなければならない。

2 前項の規定により入札書を提出する場合は、入札書等を封筒に入れ、封かん及び封印の上、当該封筒に次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 入札番号（入札番号を付している案件の場合のみ）
- (2) 件名
- (3) 入札者の商号又は名称
- (4) 入札者の住所又は所在地
- (5) 代表者の氏名
- (6) 入札書が在中である旨の表示

3 提出された入札書等の返却及び差替えは認めないものとする。

4 入札書等の郵送に係る費用については、入札者の負担とする。

(入札書の保管等)

第5条 市長は、入札書が到達したときは、開札日時まで入札執行課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札の参加者は、郵便入札を辞退するときは、第3条第2号の到達期限までに入札辞退届を提出しなければならない。

(開札)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により保管した封筒を公告等に記載した執行日時に開封し、入札書の開札を行うものとする。

2 市長は、郵便入札の参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立ち合わせなければならない。

3 市長は、開札に立ち会う参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

4 開札の結果、落札となるべき同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、当該入札をした入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、入札参加者が開札に立ち会っていないとき又はくじを引かないときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第8条 島田市建設工事等競争契約入札心得及び島田市物品購入等競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかった場合

(2) 第4条に規定する送付方法によらずに送付された場合

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(落札者の決定通知)

第9条 郵便入札により落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(再度入札)

第10条 郵便入札における再度の入札は、2回までとする。

2 前項の場合において、市長は、1回目又は2回目の入札の最低入札金額とともに、入札書の到達期限、開札日時及び場所を指定し、入札参加者に通知するものとする。

(入札の執行延期、中止及び取消し)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合、不正な行為があった場合その他の公平な入札の執行が困難であると判断する場合は、入札の執行を延期、中止又は取消しをすることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、入札心得の取扱いの例による。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。